

近代の志摩海女の出稼ぎについて

塚本 明

はじめに

女性が素潜りにより魚介などを採取する海女漁は、世界に韓国済州島と日本にしか存在しないユニークな漁業形態である。日本列島では現在も北は岩手県久慈から南は沖縄まで、海岸線を有する各地で見られるが、志摩の海女が最も著名であろう(1)。その特質として、5点あげられる。

第1に数の多さであり、現在全国で2000人弱と推定される海女人口のうち、志摩で約1000人を占める。歴史的にも志摩の海女は、その多さと比重の高さは際だっていた。

第2に歴史の古さである。鳥羽の白浜遺跡の出土遺物から弥生時代に既に海女漁の存在が推定され、万葉集を始め古代の文献にも志摩海女が度々登場し、志摩からの献上アワビについて記された平城京の木簡も確認されている。福岡の鐘崎が日本列島における海女の発祥の地ともされるが、その鐘崎と並んで志摩は海女漁の先進地であった。

第3に、宗教性が濃厚だという点である。アワビが贄として献上されるように志摩の海女漁は伊勢神宮との関わりが深いが、浦々での海女漁の解禁日＝口開けが氏神社の神事として行われるなど、海女の年中行事自体が信仰と結びついていた。これは歴史の古さと無関係ではない。

第4に、技術水準の高さである。海女が夫(父や兄弟の場合もある)と共に船で乗り出す「トカカ船」(フナド)は、志摩の海女漁を象徴的に表すものである。海女は錘と共に潜水し、海面に浮上する際には男手が船上からロープで一気に引き上げる技法は、通常の素潜りに比べ深い海での漁を可能にし収穫量も増すが、危険も多い高度な漁法であった。

そして第5に、活発に出稼ぎをした歴史を持つという点をあげられる。もちろん海女は全般に故郷を離れた生業が珍しくないが、志摩の海女は北は北海道から南は九州・沖縄まで、更に海外にも多数出稼ぎに行ったことが知られている。

志摩の海女については、これまで万葉集を始め海女を取り上げた文学作品の分析のほか、実際に海女漁を営む女性たちからの聞き取りに基づく民俗調査が広く行われてきた。出稼ぎに関しても、日本の海女に関する先駆的な研究を行った瀬川清子氏(2)、田辺悟氏(3)、鳥羽・志摩の歴史を掘り起こす作業として岩田準一氏(4)や伊藤治氏(5)、福田清一氏(6)らが、また全国の漁村の聞き取り調査のなかで川口祐二氏(7)も、明治・大正期の活動を中心に海女のオーラルヒストリーの数々を記録し、紹介している。

出稼ぎ経験を持つ海女の話は具体的で臨場感に溢れ、魅力的なものである。だが、海女の歴史の全体を見る上では、聞き取り調査の限界、すなわち同時代の実態把握には有効だが、歴史的事実については記憶の間違いなどを含みうるという点を考慮に入れなければならない。また、個別の聞き取りでは個人的経験の様相や感覚などは知りうるが、出稼ぎの社会的背景や、いかなる規模・態勢で行われたのかなどの全体像はとらえ切れない。そしてそれらの時期的変化も、継続的に出稼ぎに出た女性による聞き取りでもない限り理解しにくい。

志摩海女の出稼ぎを、聞き取りではなく同時代の文献史料に基づいて分析した成果は、

中田四朗氏らによる志摩郡越賀村文書を用いた論文がほとんど唯一のものであろう(8)。だがこれも史料紹介に主眼を置いたものであるため、越賀村では海女が江戸時代から熊野灘(下磯)や伊豆・房総(上磯)に出稼ぎに出ていたこと、そして明治20年代半ばからは北海道の利尻島、礼文島や朝鮮半島にまで進出した事実、それに出稼ぎの態勢についての情報を知りうるに過ぎない。

ここで問題としたいのは、出稼ぎの要因・背景、そして出稼ぎ先との関係である。志摩という良い漁場で生業を営んでいるにも関わらず、なぜわざわざ故郷を後にして出稼ぎに行ったのか。また、出稼ぎ先でも漁業権はあったと思われるが、その地域とはいかなる関係にあったのか。

海女は何の伝手もなしで出稼ぎに赴いた訳ではなく、彼女らを雇用する者、仲介する者が居た。志摩海女が出稼ぎに出た理由、海女と雇用者、出稼ぎ先との関係について、越賀村文書など在地史料に加え、農商務省や県の水産試験場などの行政文書、同時代の雑誌・新聞記事等をも利用し、時期的な変化も含めて検討を加えることとしたい。

一、志摩海女の近世と近代

1、江戸時代のアワビ流通と志摩の海女漁

海女の出稼ぎについて考える前提として、主な獲物のアワビが江戸時代にどのように流通していたのかを概観しておきたい。海女漁に限らず、漁業は全般に収穫物を長く貯蔵することが難しく、利益を得るには販売先の安定的確保が不可欠である。そしてアワビは高価な贅沢品として幕府や藩の統制の対象となっており、アワビを加工した干鮑は、長崎貿易の重要な輸出品である「俵物」の一つでもあった。このことは、一般に海女漁の獲物が自由な経済行為として販売することが容易ではなく、領主による厳しい経済政策の下に置かれていたことを予測させる(9)。なお、「俵物」は他に鱧鱒、干海鼠(いりこ)があり、幕末には寒天も加わるが、鱧鱒以外は海女漁と関係が深いことも重要である。

だが志摩のアワビは、当時の一般のアワビとは異なる流通をしていた。まず生のアワビは、参宮街道沿いの津、名古屋、熱田(宮)、そして多くは伊勢の河崎に出荷される。河崎は米問屋や魚問屋が建ち並ぶ商人街で、伊勢神宮門前町の食物流通の拠点であった。全国から参宮に訪れる旅人たちは、次の参宮客を呼び込む一種の戦略から伊勢の御師宅で豪勢な御馳走を振る舞われるが、その一つとして、アワビが盛んに供されたのである(10)。

江戸時代の伊勢神宮領において生のアワビ以上に重要なのが、干アワビを熨して製造した熨斗鮑である。熨斗鮑は中世以来、領主層の贈答品として珍重されたが、近世に入り特に伊勢神宮世界で盛んに用いられるようになった(11)。象徴的には伊勢神宮に儀礼時の神饌として献上され、また神宮から領主層への儀礼的贈答に用いられたが、量的にはるかに多いのが門前町の宇治・山田の熨斗屋を通して伊勢神宮の神官である御師に売却される分である。彼ら御師は、全国を廻って民衆に参宮を呼び掛けるが、熨斗鮑はその際に持参する代表的な土産の一つであった。

中田四朗氏は、江戸時代に年間140万本もの熨斗が生産されたと推定しているが、これは原料として383トンの生アワビを要する量にあたり、アワビ3個で1キロとすれば約100万個となる(12)。志摩全体で近年のアワビの漁獲高は年間100トン以下、数十年前でも3~400トンであるから、この

数字がいかにかい大きいか分かる。中田氏が強調されるように、熨斗鮑を媒介として志摩海女と伊勢神宮の御師とは密接に結び付いていた。江戸時代の志摩海女の生業は、伊勢神宮に近接していたがゆえに、俵物としての統制を免れ、確実に安定した販売先が確保されていたのである。

2、テングサ漁の展開と紀州藩

江戸時代後期には、海女の主要な獲物としてテングサの持つ比重が増加する。テングサは水と共に煮詰めてところてんを作り、冷寒地で乾燥させて寒天に加工するが、この技法が江戸時代の日本で始まり19世紀半ばには各地で生産が行われる。だが、江戸時代はもちろん明治期にも、寒天の製造を行うのは世界中で日本だけであり、そのため幕末以降、海産物としては干鮑などと並ぶ重要な輸出品となった。

志摩に隣接する紀州藩(和歌山藩)は、江戸時代中期以降、領国内の産物に専売制を敷き、テングサもその対象になった。藩によって集荷されたテングサは主に摂津国の寒天製造業者に送られ、加工後に大坂商人に売却され、長崎経由の中国輸出品となった。紀州藩は天保9(1838)年には伊豆や房総でもテングサの仕入れを開始し、幕末維新时期には志摩を治める鳥羽藩や高知・土佐藩にも共同で専売を行うことを働きかけている(13)。

テングサの商品価値が高まるなかで、紀州藩に限らず、その採取権の代償に運上金を賦課することが一般化していく。詳細な報告がある伊豆国沼津藩領の村について見ると、運上金上納は当初は浦村が請け負ったが(浦請)、藩は収益を上げるために、この権利を入札に掛けるようになる。ここで活躍したのが「請負人」と呼ばれる商人たちで、落札してテングサを集荷・販売する権利を得た(14)。期間が限られるなかで収益を上げるため、彼らは技術の高い出稼ぎ海女を雇うことも多かったであろう。テングサ需要の増大、紀州藩の専売制施行に象徴されるような諸藩による経済政策が、江戸時代後期に志摩海女の本格的な出稼ぎを促したのではないかとと思われる。

さて明治政府は、神社神道、特に伊勢神宮を国の宗教政策の中枢に据えて、その権威化を図る。その政策の一環として明治4(1871)年に御師制度は廃止され、伊勢神宮門前町の御師たちは全員職を失した。その結果、御師を通した熨斗鮑の大量の需要がなくなったのである。明治以降、志摩でも粕鮑や明鮑・灰鮑等の加工品製造が始まるが、これはその対応でもあったであろう。

伊勢におけるアワビの需要が激減して志摩の海女漁は大打撃を受けたはずなのだが、志摩の漁村文書にそのような形跡はない。言うまでもなく、アワビ以上に収益が上がる獲物、テングサがそれに代わっていたのである。

明治政府の農商務省は、昆布やニシン、スルメなどと共に、テングサを加工した寒天を、中国への最重要品の一つに位置付けている。中国で寒天は、甘味や中華料理の高級素材として、特に経済的に高い階層で人気を集めていた。農商務省農務局が明治28(1895)年にまとめた『輸出重要品要覧 水産部 寒天』(15)によれば、明治26年の寒天輸出額は1,452,728斤、682,140円にのぼる。翌年は日清戦争の影響で数量が1割ほど減じるが、うち9割5分以上が中国と香港に輸出されたものであった。ちなみに明治元年の中国向け輸出量は247,257斤、62,679円であったが、明治19年には1,544,470斤、392,817円と約6倍となっており(16)、維新以降急激な増加を遂げていることが分かる。

寒天の使用法としては、「種々ノ料理ニ供用セリ、殊ニ偽作燕窩トシテ貴重ノ食饌ニ供

セリ」とあり、また「盛夏ノ候ニ於テ食用ニ供スル」など、夏の涼味として珍重されたようだ。山東省の住民は「之ヲ常食ニスル能ハス慶弔ノ事アルカ又料理店ニテ僅ニ之ヲ用フルニ過キス」と、高級食材であったことが分かる。寒天需要の急増に伴い原料のテングサが不足し、明治 20 年代には中国や朝鮮半島から輸入することもあった。明治期は志摩地方においても一種の「テングサバブル」の状況にあったと思われる。

当時の浦村でテングサの占める比重がどれほど大きかったのかを示すデータがある。明治21(1888)年の志摩の越賀村で、「海陸」すなわち農・漁作物合わせて1年間の「製品売上額」10,233円のうち、テングサの代価が実に8割以上を占める8,373円であった(17)。また、明治42(1909)に熊野灘沿岸の村々で「磯売り」(後述)をした時の金額について、例えば錦浦を見ると、アワビの1年間の磯売り落札額が50円ほどであるのに対し、テングサはその10倍の500円で販売されているのである。テングサの好漁場として知られた盛松浦では、テングサとアワビの2か年の入札金額は890円であったが、そのうちアワビの分はわずか20円に過ぎなかった。

二、出稼ぎ形態と技術の伝播

1、江戸時代の出稼ぎ

海女に限らず漁民たちが獲物を追い求めて各地に赴くのは、むしろ当然の動きである。特に紀伊半島沿岸の紀州漁民が、江戸初期に房総半島から三陸地方へ盛んに出漁し、先進的漁業の技術を伝えたことも知られている(18)。

だが、志摩海女の江戸時代における活動は、一次史料にほとんど見る事が出来ない。差出帳(村明細帳)や人別改帳に、村人の生業として出稼ぎの概略や海女舟の数、出稼ぎ故の不在を記す記述が見られる程度である(19)。江戸時代には海女が捕獲した獲物であっても、その売買や贅としての献上は海女の夫ら村の男たちの名義で行われたことも影響した。

先に見たように、志摩海女の捕獲したアワビは伊勢神宮門前町(神宮の御師)という大きな供給先を持ち、それゆえに俵物交易の拘束からも免れたのだが、御師との間を仲介した宇治山田の熨斗屋は、商業資本を基盤として志摩のアワビの価格統制を図った。中田四朗氏が紹介するように、寛保3(1743)年に山田町下中之郷町の熨斗屋磯田市郎右衛門は、鳥羽町の熨斗問屋甚兵衛と結んで、運上金の代償に志摩の熨斗の独占買付を図り、鳥羽藩に出願して認可された(20)。村で熨斗を自由に処理できる分も一部容認したが、これにより勝手な「外売」が禁じられた。だが浦村による熨斗の「横流し」が絶えず、独占的集荷体制は延享4(1747)年、わずか数年で破綻する。その原因の一つに、熨斗問屋甚兵衛が主張するように、浦村の「下磯稼ぎ」による別ルートでの売買が存在した。山田の熨斗屋の目論みを壊すほどに海女たちの出稼ぎは活発だったことになる。ただし、近代以降に見られるような村を挙げての組織的な出稼ぎではなく、また地元での海女漁と両立する形で行われる程度のものであったと思われる。

2、磯売りによる出稼ぎ

近代の志摩海女は、漁業権を持つ地にどのような形で出稼ぎに赴いたのであろうか。明

治 45(1912)年に三重県水産試験場から公刊された『明治四十二年現在 三重県漁村調査報告 第貳冊 南牟婁郡之部』には、漁村ごとの村勢、漁具や漁法、漁獲量等が統計的に示されている。調査目的として「漁村ノ現状ヲ審カニシ事業ノ経営ニ技術ノ巧拙ニ改良スベキ要点ヲ考查シ事業ノ緩急前後ヲ斟酌」するためとするが、恐らく明治 42 年に施行された「明治漁業法」に伴う事業であったと思われる。そのなかに「磯売」についての説明がある。

磯売 本郡沿岸ニ蕃殖スル海藻類中石花菜、海羅、海苔若クハ鮑等ハ各浦ニ於テ其種類ヲ定メ一定ノ期間入札法ヲ以テ売却シ落札者ヲシテ随意採取セシムルモノニシテ之ヲ磯売ト称ス

沿岸の磯で採れる海草類（石花菜＝テングサやそれに類する海羅、海苔）やアワビなどは、種類ごとに一定期間の漁業権を入札に掛け、その落札者が自由に採取するという方式を取った。この記述の後に郡内 9 つの浦村での入札法について、落札金額も含めた具体的な説明がある。例えば甫母浦では、二木島里浦、二木島浦と 3 か浦共同で 2 か年ごとに 11 月に入札を行うが、「落札者ハ問屋ヲ経テ他村ノモノニ譲リ渡スコトヲ得」とし、この権利が転売されうるものであったことを知る。なお三木浦では他地方の者が入札する場合は三木浦区民の紹介を要するとし、また波田須浦でも「入札者ハ主トシテ本浦人」とする。梶賀浦ではテングサは入札に掛けるものの海羅は組合員に順番に配当し、配当された者が氏神社の「御燈費用」を負担するという方法を採用した。甫母浦で転売を容認しているのは、最も物権化が進んだ事例であろう。

さて甫母浦では 1 か年の入札金額は約 640 円位であったとし、さらに具体的な経営方法として次のように記される。

但シ之レガ採取ハ落札者ニ於テ志摩郡地方ヨリ蟹婦ヲ雇入ルモノニシテ其採取賃金ハ生草一貫目ニ付最初ハ七銭位ナリシガ今日ニテハ十四銭位ニ至レリ之レ需用地ニ於ケル価格ノ漸次騰貴セルニ因ルモノニシテ現今当地売乾上（乾上ハ生草ニ対シ大抵二割半止）鬼草一貫目九十二三銭（大坂市場ニテハ一円以上ノ価格ヲ示セリ）渡シニテ大坂信州地方ニ輸出ス

磯売りの落札者は、志摩地方から海女を歩合給で雇い入れ、採取した海草を乾燥させた上、寒天加工用に大阪や信州に出荷したのである (21)。

磯の漁業権を浦村が一定期間売り渡し、権利を得た者が雇用に基づいて潜水漁業を行うあり方は、紀伊半島でいつから始まったものであろうか。実施主体は異なるものの、磯漁の権利を入札に掛け、落札した者が海女らを雇用して利益を確保するという構造は、先に見た江戸時代の伊豆国沼津藩領での事例と共通する面がある。近世段階の熊野灘沿岸浦村で、テングサ集荷の請負人の存在はいまだ確認できていないが、基本的に従来への慣習に従って近代の漁業が営まれたことを考えれば、一定期間の権利入札、落札者による海女の雇用という関係は、近世段階にまで遡るのではなかろうか。

入札を伴う磯売りとは異なるが、答志郡神島において、漁場のアワビ採取権をやはり期限を区切って外部の人間に委託した事例がある。明治 16(1883)年 4 月、神島村の「人民惣代」は、伊勢の山田岩渕町の「営業人 箕輪亀哉」と連名で、「潜水器ヲ以捕鮑営業願」を三重県令に提出した (22)。答志島との間に位置する神島の漁場の暗礁で 1 年間を区切り潜水器によるアワビ漁を行うことの許可を求めたものである。なお神島では同様の取り

決めが、明治 26 年、27 年、32 年に船越村の喜田喜太夫、桃取村の浜口善助との間でも結ばれている。明治 26 年の喜田との間で取り交わされた「規約書」には、漁業の期間や漁場、海女漁を妨害しないことなどのほか、出漁時に「漁場ノ区画ノ誤ラザル為メ、本村ヨリ暗礁熟知ノ者ヲ撰ビ実地ニ立合シムルコト」とし、また収穫したアワビは村惣代の立合の上で入札に掛け、4 割を村に、6 割を営業者に配当することとしている。つまり、一定期間の漁業権自体の売却ではなく、漁場管理と獲物の販売において浦村側の主体性を維持しつつ、潜水器を用いる技術を持つ村外の営業者と神島村との共同で経営を図ったものであり、浦村独自の経営と磯売りとの中間形態と言えよう。浦村によっては磯売りの成立の前にこうした形態を取ったことも考えられる。なおこの形態は明治 16 年の願書中に「尤モ蟹婦ノ漁場外ニテ捕鮑漁為相当度」とあるように、女性の素潜りでは不可能な、潮の流れが急で海底深い場所を対象としたものであった。

岩田準一は、熊野灘沿岸や伊豆での磯売りは、地元海女が潜水できない場所を売ったもの、と指摘している (23)。熊野灘は歴史的に海女不在の地域であった。要するに磯売りとは、地元へ海女が不在か技術が未熟で、またその地域においては直接採取に乗り出すほど対象漁獲物の価値が十分に一般化していない段階で採られた形態であった。なお落札者は定額で請け負った以上、その間にできるだけ多くの水揚げを狙うため、技術の高い海女を雇用して収益を図ることとなる (24)。

さて、海女たちは磯売りの権利を落札した営業者から勧誘を受け、雇われたものと思われるが、海女が属する浦村がこれに全く無関心であった訳ではない。『伊勢新聞』明治 35 (1902) 年 3 月 6 日の記事を見よう。

○志摩海産同盟会 志摩郡漁村の内、鮑、淡菜、石花菜等の蟹婦を出す村方にては、自村の漁期前後又は漁況により若干期間韓国、伊豆、奥羽、肥前、日向等の海業者と契約を結び、月給若くは捕獲物の価格の歩合を給料と為し、該地へ出稼を為すもの年々数百名に下らざることなるが、事業家中には契約前甘言を以て他郷に誘出し、着後契約を履行せざるものあり、又蟹婦中には格外低廉の給料にて雇入に応ずるものあり、此等は何れも蟹婦の不幸のみならず延て地方の不利益なればとて、御座村にては此程事業家の為め不測の害を被らざる事並に地方の利益を保持するの目的にて規約を設け、之を志摩同盟会と名け実行に着手せしが、他村に於ても此風を望み同会に加盟を申込むもの多き趣きなれば、志摩郡の出稼人は向後凡て同会に加盟し態度の軌一を図るに至るべしと

海女を雇用する事業者の契約不履行や低額の給料は、海女たちの不幸だけではなく志摩地方の不利益として、志摩の御座村で「志摩海産同盟会」という組織が設立され、多くの村々も加入している動きを伝えている。

やや時期は下るが、「志摩郡漁業組合連合会」の大正 6 (1917) 年事業報告の一つに「漁業視察」があり、そのなかに「伊豆地方ニ於ケル本郡出稼蟹女ノ状況視察ヲ布施田村漁業組合理事森佐太郎、国崎漁業組合理事世古一朗ノ両氏ニ囑託シ調査セシメタリ」とある。更に「本郡出稼蟹女等ノ賃金ニ関シ雇用傭主等ト打合ノ為メ伊豆及熊野地方へ出張シタル答志、国崎、御座各漁業組合ノ旅費ニ対シ補助ヲ為シタリ」との記述も見られる (25)。

「志摩海産同盟会」の規約内容や「志摩郡漁業組合連合会」の視察がどれほど強制力を伴ったものかは不明だが、賃金の交渉も含む活動を行っていることは確実で、あるいはこ

の段階において、雇用主と海女との契約にこうした組合組織が関与していたことも考えられよう。

3、磯売り雇用を伴わない出稼ぎ

中田四朗氏らは前掲論考において、志摩の越賀村では明治 26(1893)年に北海道への海女の出稼ぎが始まったことを紹介している。まず3月に、海女 27 人と海女船を操る艫居(男) 10 名を引率して5月上旬に出発する計画で、越賀村の山本清市と井上太市から三重県知事宛てに伺い書が出されたが、先例がないため県から北海道庁に照会がなされ、その回答を待って5月末に出発した。北海道庁では、①海面は各自貸し下げを出願するのを原則とするが、好漁場は期待できない。まず漁業雇夫となって漁業をなすのが良い。②漁業組合を経て出願すべきである。③テングサ漁は近年盛んだが、出稼者が取るには足りない。④出稼人に特に制限はない、とするものであった。ここでは特に④の制限の有無が問題であったのであろう。

5月27日付けで出された旅行届には、男4名、海女15名が、礼文島香深村の松原長太郎方へ向けて出発するとしている。越賀村ではこうした出稼ぎが最初のことであったため、村を挙げて海女らの無事を祈願する臨時祭典を執行している。

三重県庁から北海道庁への問い合わせがなされていることから、北海道への志摩海女の出稼ぎ自体がこの年に始まったものと思わせ、中田氏もそのようにとらえているようだ。だが、旅行届に礼文島に住む個人名が行き先として記されていることに留意したい。未知の地へ、人的なつながりが全くないなかでの出稼ぎではなかったのである。

北海道への出稼ぎが始まった年次について、『伊勢新聞』明治26年7月7日付けの次の記事を見よう。

○志摩便り(中略)△昨年来世人に卒先し北海道にて採藻に従事せし御座村の海士は、十分の見込あるに依り本年も六十余名同盟して去る一日北海道利尻島へ向け出発したるが、其他二三の有志も此の挙を賛成し、近日同地へ渡航すと、因みに記す、北見国利尻島の如きは石花菜昆布等の多きは言ふまでもなく、海鼠の夥しき海士一人凡そ二十分位にして三百余の獲物ある程なりとそ

御座村でも集団でテングサ、昆布やナマコを目当てに北海道に出稼ぎに出ているのであるが、これが「昨年来」、つまり前年の明治25年に始まる、としている。同年4月に公刊された「北海道水産予察調査報告」(26)には、北海道のテングサについて次のように記す。

(前略)石花菜ハ南海岸及ビ西海岸各地到ル処ニ茂生スト雖トモ、就中渡島国松前郡後志国高島郡及ビ離島ナル奥尻、天売、焼尻、利尻、礼文等ヲ其最トス、然レトモ各地猶ホ之ヲ採取スルモノ稀ニシテ、唯松前郡ニ於テ二年来小漁民等ガ他業ノ余暇ヲ以テ僅カニ之ヲ採取スルノミ(後略)

テングサは北海道の各地で茂生するが、この段階では住民が余暇に採取する程度であると言う。事実、「自明治二十三年至同二十五年 利尻水産物産出高及価額表 利尻水産物営業人組合納税事務所調」(27)によれば、明治24年まで利尻からのテングサの出荷はゼロで、25年から1716石余、19,598円余という数字が記される。前掲『輸出重要品要覧 水

産之部 寒天』にも、テングサについて「北海道後志、礼文等ノ地方ハ昆布採取ノ間隙ヲ得テ採取スルコトヲ創メ、明治廿五年初メテ大阪ニ原草ノ輸入ヲナセリ」としている。

つまり、志摩海女が北海道への出稼ぎを開始したのは明治 25(1892)年が正しく、これにより北海道でのテングサ漁が活発化し、大阪への出荷が始まったと考えられよう。

瀬川清子氏は昭和 17(1942)年に刊行された『海女記』において、国崎村海女の「おとらさん」の次のような話を紹介している。「おとらさん」とは寅年生まれの橋本とら女、当時 73 歳であったというから、聞き取りは昭和 14(1939)年のことで「おとらさん」は慶応 2(1866)年の生まれとなる。

「明治二十四五年の頃」、26 の年に北海道の礼文島、利尻島、宗谷に国崎村と片田村と「半分半分で、五十人で」、叔父に連れられて行った。自分の意志ではなく、「わしが行かずにや他の人も行かん」と言われ、子供を残しての出稼ぎだったという。北海道にどのような伝手があったのかと言えば、遭難した漁民の供養に「嶽詣り」(朝熊山金剛証寺への参詣か)に行ったところ、「天狗岩と呼ばれた東京の銀座の大事業家の息子」と出会う。彼は「東京のイワヤ」と名乗り、捕鯨が盛んな紀州太地の漁師を雇い、宗谷で鯨を捕っているのだと話す。「おとらさん」らは、利尻島に石花菜が上がったと聞くが、樺太に行くのであれば連れて行ってくれ、と頼む(この点は前段の話と齟齬するが、どちらが正しいのかは分からない)。そうして「雇はれて」北海道に行くことになり、叔父が人を纏めて四日市から郵船会社の船に乗って横浜に行き、船を乗り換え 8 日かかりで函館に着き、小樽から礼文島の「カイヒヨウマへ」に上陸し、家を造り 50 人の海女で共同生活を営んだ。

5 月の節句に四日市を発ち、帰りに東京に来たら 9 月の節句であったとするから、実質的には 6 月から 8 月までの 3 か月ほどの生業であっただろうか。ただし、『輸出重要品要覧』に利尻島でのテングサ採取は「昆布採取ノ間隙ヲ得テ採取スルコトヲ創メ」と、昆布漁の終わった後の 8 月から始まるともされる。「おとらさん」は「三十五円貰ひました」とするが、これは「米 1 俵 3 円、日雇が男 13 銭、女 8 銭」という時代には本人が言う通り「大金」であったが、同時にこの表現から、海女独自の営業によるものではなく、叔父が「イワヤ」との間の雇用契約に基づく「給料」であったことも分かる。

さて、明治 26 年 7 月 21 日付けの『伊勢新聞』には、三重県から北海道を巡ってきた「独行庵主人」を名乗る者による「北巡録」が掲載されている。「我鳥羽港」との記載もあることから、鳥羽の者であろう。6 月 27 日に礼文島を訪れた際に、次のように記す。

余は 離島に於て縣地の人に遭ふ、姓は井上名は太市氏、志摩国越賀村の人なり、夙に水産の熱心家なり、曾て本島の水産に富みたるを聞き、石花菜を取らん為め潜婦三十余名を伴ひ数ヶ月以前より来り居るものなり、偶然相逢ひて握手して語る、此絶域にして縣地の人に逢ふ、怡悦の情は語たるを俟たじ

ここに見る井上太市は、明治 26 年 3 月に越賀村で県に対して北海道出漁の伺い書を出したまさにその人である。更に次のような記述が見られる。

余が此地を去らんとするの時に際し、又々志摩国前島地方より潜婦廿余名の上陸するを見る、之を伴ふ人は片田村橋本三郎右衛門氏にして、之れが手引を為せしは東京銀座安売の隊長宗谷岬の鯨取兼開墾百姓岩谷松平氏なりといふ、余之を聞く、利尻島に在ては潜婦の来つて石花菜を尽さんを恐れ、其採取を拒むものありと、若し村民の之を拒むあり、而して又他に潜婦の数五十余名の多きに至らば礼文一島何程の産額かあ

らん、余は唯々此等の人の此絶域に来て帰途に齎らす土産の饒多ならんことを切望す、
転た憂慮する所なくんばあらず

ここで出る「片田村橋本三郎右衛門」が「おとらさん」（橋本とら女）の叔父で、東京銀座の「宗谷岬の鯨取」でもある「岩谷松平」が、「おとらさん」が嶽参りで出会った「東京のイワヤ」であることは間違いない。

「越賀村文書」の記載からは、越賀村の井上太市らは着いてさほど日にちが経っていない筈で、逆に「おとらさん」の記憶が正しければ、東京銀座の岩谷に率いられた片田村と国崎村の海女たちは6月末に初めて上陸した筈もないのだが、関係する人についての事実は概ね一致する。「おとらさん」の記憶の正確さには舌を巻くが、「明治二十四、五年の頃」とするのは明治26年が正しいことになる。

海女からの聞き取り記録では、利尻島、礼文島への出稼ぎには、志摩から先に移住した者を頼って赴いたとすることが多い。当初は「東京のイワヤ」のような遠洋漁業者らに連れられ、また先住者のつながりも得て、橋本三郎右衛門や井上太市ら志摩の水産事業家たちに率いられて、北海道に向かったのであろう。

4、テングサ採取をめぐる紛争

さて、「独行庵主人」が記す『伊勢新聞』の記事の後段に、利尻島では志摩からの海女が「石花菜を尽さんを恐れ、其採取を拒むものあり」とある。テングサを採取する海女たちと地元住民との間に紛争が生じていることを思わせる。「北水協会事務所」が明治26年9月に発刊した『北海道水産雑誌』第4号には「利尻島テングサ紛擾善後策」という論が掲載されている。そこでは「昨年来利尻島に於ては天草採取に就ての紛擾絶ゆることなく」とし、その「一方は同島の在住者にして他方は是れ入稼者なり…入稼者は受働者にして婦女的あり、世之を海女と称す」と、出稼ぎ海女と地元住民との間の、テングサを巡る紛擾を紹介する。この論者は、「慈愛は人の為めならずてふ金言」を掲げて、「土着者の不為」を甘んじて「天草は彼等（海女—引用者注）の採る俣に任せ笑顔以て迎え」ることを提案している。

少し時期は下るが、明治32年10月9日付けの『小樽新聞』には、礼文島の漁況について次のように記す。

▲漁況一斑（中略）石花菜は到底利尻郡仙法寺沓形両村の比にあらざるも尺忍村神崎村は相応の採取あり、直段又た高価なるを以て就業者の収益多し、而して尺忍村に数名の海女入稼人在住し、猶ほ追々増加の傾きあるを見て、一派の村民は大に之を厭ひ海女排斥説を為すものあり、若し続々来住したらんには果して排斥問題起るに至るべし

このような漁獲物を巡る地元住民との紛争は、先に見た磯売りに基づく雇用であれば起こり得ないことである。瀬川清子氏が紹介するところでは、国崎村の「おとらさん」は、潜って昆布を取ると村人が「吃驚して怒つて」来たこと、それは「どの濱も入札して買ひ占めたものなので、他の者は採られない」という事情であったことを伝える。つまり、昆布については入札による権利が確定していたが、テングサについてはいまだ自由な採取に任されていたのであろう。なお『小樽新聞』の明治39年8月3日付けの記事には、テン

グサ採取の方法は2種類あり、男子は「熊手取り」と称して道具を用いて海深7尋のところまでのものを搔き取り、10尋より深い所のは海女の領分だと言う。技術に応じて海中での漁場を区分できることになるが、この「棲み分け」が十分に機能した訳ではなかったのであろう。

利尻島、礼文島への志摩海女の出稼ぎは、決して地元から歓迎されるものではなかった。明治26年に三重県庁の問い合わせに対し北海道庁は、出稼ぎをするならば海面の貸し下げを願うか「雇夫」となり、漁業組合を通して出願すべきことを求めたが、これが守られた形跡はない。

利尻島、礼文島で明治25年に始まる志摩海女の出稼ぎは、磯売りに基づく雇用形態以上に、磯の漁獲物の価値が一般化していない段階のものであった。志摩海女が登場する以前には両島のテングサは精々自家用に採取される程度であったが、大阪へのテングサ出荷が始まり、その商品価値が高まるにつれて、現地の住民との間で紛争が生じるのは当然のことであった。

5、全国各地への出稼ぎと技術伝播

北海道以外にも、この時期に志摩海女は各地に出稼ぎに行った。別表に記した通り、判明した限りでも、出羽、能登、隠岐、竹島、八丈島、小笠原諸島、土佐沖島広瀬、九州（五島列島、肥前、日向）、八重山諸島、石垣島と、極めて広範囲にわたる（なお、このなかにはショービジネスとしての「スイリ」を含み、また海外へのお出稼ぎも後述の朝鮮半島以外にアメリカ、ハワイ、中国、オーストラリアなどがあるが、ここでは触れない）。江戸時代以来行われていた熊野灘沿岸（下磯）、伊豆・相模、房総（上磯）へのお出稼ぎと異なり、これらの地へのお出稼ぎは明治20年代半ば以降に始まる。それぞれの地へのお出稼ぎがいかなる態勢と手続きによってなされたのか、今後個別の検討が必要であるが、熊野灘などと同様に磯売りに基づく雇用形態と、利尻島、礼文島で見られた漁業経営者らの手引きにより磯の漁業権がまだ不在の地に赴く形態のいずれか、あるいはその中間的形態によるものであろう。

地元漁業者との関係が分かり、また志摩海女の技術が伝播した事例として、田辺悟氏が紹介した伊豆長津呂へのお出稼ぎについて見てみよう（28）。伊豆半島の南端に位置する長津呂（石廊崎）は、海士は居たものの海女は不在の地であった。ここへ志摩郡の石鏡（当時は鏡浦村）の海女が明治43（1910）年にテングサを求めてお出稼ぎに赴く。そこで海女たちが高収益を挙げているのを見て地元女性も潜り始め、海女漁として定着し、その結果志摩の海女は次第に追い出され、より遠い伊豆諸島や八丈島などへ向かう、と。残念ながら当初のお出稼ぎがいかなる形態で行われたものか不明だが、いずれにしても対象となる漁獲物（ここではテングサ）の価値がさほど高く評価されていない地域・段階のものであった、と言える。そして、これにより当地に新たに海女漁が始まった（29）。

日本の海女漁は全国各地に分布するが、その歴史が江戸時代に確実に遡る地域は、志摩のほかは伊豆の一部、房総、福岡鐘崎、能登など、さほど多くはない。もちろん利尻島、礼文島のように海女漁が定着しなかった地域もあるが（30）、伊豆長津呂のように、明治20年代半ば以降の志摩海女のお出稼ぎによって海女の技法が広まった地は、他にもあったので

はなかろうか。海底を探し磯ノミを用いてアワビを剥ぎ取るのに比べ、テングサの採取はさほど高度な技術を要しなかったことも、伝播を容易にしたことであろう。

三、出稼ぎの背景

1、志摩海女の労働形態

海女不在の地で磯の漁業権を落札した者の勧誘や、未開拓の良い漁場があることは、海女を出稼ぎへと誘う「プル要因」である。だが、地元の好漁場を後にして、わざわざ出掛けるのは何故なのか。ここで海女たちを志摩から外へ押し出す「プッシュ要因」を探りたい。

まず確認しておかなければならないことは、歴史的にも現在でも、海女を一年中稼業としている者、海女のみで生計を営む者は例外的な存在だ、という点である。通常は漁期が夏期に限られるため、秋から春までの間は、半農半漁の村では農作業に従事するが、農地の乏しい地では「アキ、アキシ」（秋）と称される伊勢、伊賀、大和などへの稲の刈り入れや「チャヤマ」（茶山）とする茶摘み奉公に出稼ぎに出た（31）。彼女らにとって、自分の村を一時的に離れて稼ぎに出ることはごく普通のことであり、仕事の内容が海女漁であれば、農作業に比べて抵抗感はずっと薄かったことであろう。

志摩海女の生業形態として、海岸線から歩いて海に入り浅瀬を潜るカチド（徒人）と、船で沖合に乗り出すフナド（船人）に分かれるが、フナドには、夫婦で営むトトカカ船のほか、鱸居が操る船に数名から10名前後の海女が同乗して漁場まで行く、「サツパ船」と称される形態がある。鱸居が船賃あるいは漁獲物の歩合を取って漁場に連れて行くのであるが、これと磯の漁業権を買い取った業者に雇われて出漁するのとは、海女の立場としては近似的である。岸から近い漁場にしか行けないカチドと沖合まで行くフナドとでは、当然収穫量に大きな差が出る。未婚の海女はカチドが多かったが、自村の浦でカチドを営むよりも、出稼ぎに行きフナド（サツパ船）の海女となった方が収穫を上げられるということもあったであろう。

海女からの聞き取り記録では、若いうちに熊野灘などへ同世代の者と集団で雇われ、海女小屋で共同生活を営むなどの形で修行をしたという話を聞く。自宅に居て家事に追われるよりも、早く技能を上げることができると言うのである。恐らく限られた漁場で多数の海女が競合する場合にも、初心者には他に出た方が良かったのであろう。志摩では、出稼ぎに行っていない海女は一人前扱いされないとも言われた。江戸時代から見られる熊野灘への出稼ぎは、アワビの流通統制の問題のほか、このような要因で行われたものと考えられる（32）。

2、テングサ漁と磯焼け

明治20年代半ば以降に活発になる志摩海女の出稼ぎは、前項とは異なる事情を考えなければならぬ。志摩海女の獲物は、幕末期以降にアワビなどの魚介類からテングサに主軸を移していた。では志摩の海はテングサ漁としては良い漁場であったのか否か。

ここで再び『輸出重要品要覧 水産之部 寒天』を見よう。「原草産地ノ状況」として、

《志摩海女の出稼ぎ一覧》

浦村名	熊野灘(下磯)	伊豆・相模・房総(上磯)	北海道
答志	T11年、舟30艘130名、度会外海紀州方面へ〔漁村調査〕、S7年、80名〔労働事情〕	T12年頃？、真鶴へ〔田辺〕	
菅島			
神島		S3.4年頃、真鶴へ〔田辺〕	
石鏡		M43年、長津呂へ。国崎村八幡屋雇用、天草、以後増加100人超〔田辺〕	
国崎	T11年男女200名(女9割)熊野伊豆へ。長岡村(国崎相差畔蛸千賀堅子)〔漁村調査〕、S7年2名、天草〔労働事情〕	T12年、真鶴へ、親方雇用〔田辺〕、S7年伊豆加茂田方両郡へ35名、足柄下郡へ19名、天草・鮑〔労働事情〕	M24.5年、片田村と50名〔瀬川〕、M30年代〔福田、海博〕
相差	T11年(国崎村に同じ)〔漁村調査〕、S7年約40名、海藻類〔労働事情〕	寛文9(1669)～外房〔中田〕、S7年約10名、海藻類〔労働事情〕、T12年頃？、真鶴へ〔田辺〕	M30年代〔福田〕
畔蛸	T11年(国崎村に同じ)〔漁村調査〕		
安乗		T11年、朝鮮・静岡県下、鮑天草2.30名〔漁村調査〕	
志島	S7年尾鷲へ6名、和歌山・愛知へ18名、天草・鮑・栄螺〔労働事情〕		
畔名			
名田			
波切			
船越	貞享4(1687)年頃、紀州領へ〔中田〕		
片田	T11年15.6名〔漁村調査〕	T11年8.9名〔漁村調査〕	M24.5、国崎村と50名〔瀬川〕、T1頃〔福田〕
布施田	S7年2.30名、鮑・栄螺〔労働事情〕		〔福田〕
和具	宝永7(1710)頃、紀州領へ〔中田〕、S7年、多数、天草・鮑〔労働事情〕、T11年〔漁村調査〕	近世、相模・伊豆・外房〔中田〕、S7年、静岡県へ多数、天草・鮑〔労働事情〕、T11年〔漁村調査〕	M27年男女46名、鮪大漁〔伊勢新聞〕
越賀	宝永7頃、寛保3、紀州領へ〔中田〕、T11年〔漁村調査〕	近世、相模・伊豆・外房〔中田・越賀〕	M26年男4女15名、捕魚採藻〔越賀〕
御座	M25年、盛松へ天草、毎年雇用〔伊勢新聞〕、M40年頃、紀州へ天草、夥〔郷土誌〕、T11年〔漁村調査〕、S7年長島、錦へ50名、天草・貝類〔労働事情〕	T11年〔漁村調査〕	M25年採藻、26年60余名、海鼠〔伊勢新聞〕
浜島		T12年頃？、真鶴へ〔田辺〕	
賢島		T12年頃？、真鶴へ〔田辺〕	
浦村名不明		T10年頃、相模真鶴、志摩海女雇用〔田辺〕	

〔出典〕〔漁村調査〕：『三重県漁村調査 志摩郡之部』(三重県水産試験場、1922年)、〔労働事情〕：『三重県志摩半島「海女」労働事情』(名古屋地方職業紹介事務局、1934年)、〔予察報告〕：『水産調査予察報告』(農商務省農務局、1892年)、〔衛生調査〕：『保健衛生調査第二輯 蟹婦二就テ』(三重県衛生課、1921年)、〔瀬川〕：瀬川清子『海女』(古今書院、1955年)、〔田辺〕：田辺悟『海女』(法政大学出版局、1993年)

国内その他	朝鮮半島	海外その他	備考
M24年頃、豊浜村へ、答志郡潜水者、天草〔予察報告〕	M34年、和具村山本喜平(三重県朝鮮海通漁組合)雇用〔伊勢新聞〕、M41年、釜山より元山へ176名。M42年、元山牧の島大邊浦男58名女145名〔答志〕		T3年68名〔衛生調査〕、S11年20名(4%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
	M34年、和具村山本喜平(三重県朝鮮海通漁組合)雇用〔伊勢新聞〕		
			T11年産婦漁夫60名前後、天草〔漁村調査〕、S11年167名(82%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
S7年、県下2名、天草〔労働事情〕	M25頃?片田村と50名〔小野〕、T頃〔福田〕、T11年、以前ハ朝鮮樺太へ(長岡村)〔漁村調査〕	T11年、以前ハ朝鮮樺太へ(長岡村)〔漁村調査〕	S7年、石鏡より4名、答志より2名の入稼〔労働事情〕、S11年62名(17%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
			S11年50名(15%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
S7年、四国方面へ10数名〔労働事情〕	T頃〔福田〕、T11年、朝鮮・静岡県下、鮑天草2,30名〔漁村調査〕		S11年40名(7%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
S7年和歌山・愛知へ18名、天草・鮑・栄螺〔労働事〕			S11年35名(18%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
			M38年1名、T3年1名〔衛生調査〕、S11年7名(19%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
		T11年、豪州木曜島、貝類採取〔漁村調査〕	S7年、未婚女性他県出稼ぎ多し〔労働事情〕、S11年26名(33%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
	M32年〔伊勢新聞〕、T頃〔福田〕、T11年、毎年10数名〔漁村調査〕		
	M32年〔伊勢新聞〕、T頃〔福田〕、T11年従来慶尚南北道多数近年皆無〔漁村調査〕、S10-12年頃20名元山へスイリ〔福田〕		T3年29名〔衛生調査〕
天草、五島、沖縄、八重山〔福田〕	M25頃岡崎村と50名〔小野〕、M32年〔伊勢新聞〕、T初年、朝鮮へスイリ〔福田〕、T8,9年頃50余名〔漁村調査〕	M28年サンタバーバフ、S19年満州奉天～天津、青島へスイリ〔福田〕	M38年38名、T3年60名〔衛生調査〕
S7年、長崎県小村湾へ4,5名、真珠養殖場海女〔労働事情〕	M32年〔伊勢新聞〕、T8,9年4,5名〔漁村調査〕		T3年20名〔衛生調査〕、朝鮮磯行きはS5頃停止。越賀・和具・片田も同様か〔福田〕、S11年40名(26%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
九州、四国〔伊藤〕	M27年、松井弥八雇用産女57名男16名、九州から朝鮮竹島へ。採藻〔伊勢新聞〕、T11年〔漁村調査〕	S19年、満州奉天～天津、青島へスイリ〔福田〕	M38年40名、T3年92名〔衛生調査〕、T11年100名、鮑・天草〔漁村調査〕、S11年50名(15%)出稼〔伊藤(辻井)〕
M26年～土佐、五島列島、肥前、日向、八重山、隠岐、能登、竹島、八丈島、小笠原諸島、出羽〔越賀〕	M28年～鮑・海鼠〔越賀〕、T11年、慶尚道方面〔漁村調査〕		M38年60名、T3年70名〔衛生調査〕、T11年30名内外、天草・鮑〔漁村調査〕、S11年30名(32%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
			M38年105名、T3年115名〔衛生調査〕、T11年、鮑・天草〔漁村調査〕、S11年100名(49%)出稼ぎ〔伊藤(辻井)〕
M35奥羽〔伊勢新聞〕、出羽、土佐〔岩田〕、香岐海女は伊勢海女末裔〔田辺〕		T2年、満州、豪州沿岸〔伊勢新聞〕	
〔岩田〕:岩田準一『志摩の海女』(1971年)、〔福田〕:福田清一『志摩と朝鮮を小舟で往復した志摩の海女』(私家版、2006年)、〔伊藤〕:伊藤治稿本、〔伊藤(辻井)〕:辻井「海女の出稼ぎ」(伊藤治稿本)、〔中田〕:中田四朗他「志摩の海女の北海道・朝鮮進出」(『三重史学』22、1979年)、〔郷土誌〕:『三重県郷土誌』(三重大学附属図書館蔵)、〔越賀〕:越賀村文書、〔答志〕:答志村文書。*答志和具、安楽島、本浦、国府、甲賀、立神、神明はデータなし。			

寒天原草の産地は殆ど全国にわたり、なかでも主要な産地として40か所を列挙するが、「而シテ従来著名ノ産地ハ伊勢、志摩、紀伊、伊豆、安房及伊豆七島、日向等ニシテ」、そして「就中志摩ヲ第一トシ伊豆之ニ垂キ、紀伊亦之ニ垂ケリ」とする。志摩のテングサは全国でも最高級で、伊豆がこれに次ぎ、紀伊が3番目なのだと言う。志摩のテングサが世に名声を博したのは、産額が多いだけではなく品質の良さにも依っており、大阪市場の基本ともなっていた。

なお、テングサの品質には、採取方法と採取の季節による上下もあった。まず季節としては盛夏土用の前に取るのを上等とし、土用後の採取物は秋草と称され、質は劣る。昆布漁の後に採る利尻島、礼文島のテングサは、全国的な評価は高いものではないことになる。採取法としては、「海中ニ入りテ採ルヲ上等トシ、器具ヲ以テ搔取ルヲ中等トス、海岸ニ漂着スルモノヲ拾集スルハ最下等トス」とあり、海女が潜って採るテングサが最も優れていた。器具としては、長い棒の先に櫛歯状の金具が付いた、「ガンガリ」「マンガ」などと呼ばれるものが用いられた。

いずれにしても、海女が志摩の海で潜って採るテングサは極めて評価が高かったのである。それにも関わらず、わざわざ志摩の海女たちが故郷を離れ、遠く出稼ぎに赴くのはなぜなのか。『輸出重要品要覧 水産部 寒天』において、大阪市場では志摩のテングサが品質の高さを評価されると記した後、だが「然ルニ近時甚シク減少セリ」との指摘が重要である。

実は明治20年代半ばの時期、志摩では深刻な「磯焼け」が起こっていた。明治24年頃の調査に基づいて農商務省農務局が明治25年に公刊した『水産調査予察報告 第参巻第一冊』(33)によれば、「志摩海」の「海藻類」について、テングサはこの地の名産であるが、「最近ノ凶歉ハ即チ明治十三年頃ヨリ漸次減少シ、二十一年ニハ絶無トナリ、遂ニ今日ニ至リ従来採藻ヲ業トセシ者ハ実ニ困難ヲ極ムルニ至レリ」とする。ここでは原因をめぐり、黒潮の接近、テングサを食すサザエの増加、「かぶ」がテングサの生える暗礁を覆っていることなどの諸説を挙げる。明治24年7月23日付けの『伊勢新聞』も「答志英虞通信」のなかで、「海藻類も昨年来打ち続き磯荒れの為め皆無採取」とし、ここ数年のテングサの状況は「水産学上の一問題」となっており、悪水潮流のため17、8年から22、3年の間に不作があるとする説、磯辺に多数の小虫が生じてテングサの萌芽を食い尽くすとの説を紹介する。また越賀村が明治28年4月に朝鮮半島への出漁を出願した際の村長・松本松之助の添え状(副申)冒頭には、「本村ハ明治廿二年暴風高波已来魚介藻減退シ旧ニ復サズ、故ニ近年紀州並ニ北海道ニ出稼スルノ止ヲ得サルニ至ル、然レトモ是又不漁且ツ日清戦争ヨリ安価ニシテ収支償ハズ、旁以テ今回朝鮮国へ魚介捕獲ノ為メ渡航仕度」とある。

だが、テングサ不漁の原因は自然環境や災害によるものだけではなく、「越賀村文書」中に記される明治27年5月22日付け「大日本水産会幹事長・村田保」から農務局長藤田四郎に宛てた文書では、「近来寒天製造ノ原料タル石花菜、濫獲ノ契各地ニ起リ、地方ニ依リ逐年産額減少致候傾向有之」と端的に指摘する。幕末以降、寒天の原料たるテングサの需要が急増し、その結果テングサが乱獲され、「磯荒れ」が生じているというのである。これこそが、明治20年代半ば以降に志摩の海女が全国各地に出稼ぎに赴いた、一番の原因であった。

この状況は、少なくとも大正期までは変わらなかった。大正元(1912)年には三重県水産

試験場が、テングサや「海羅」などの有用藻類の多かった志摩から熊野灘に掛けての地域で「近来頓ニ其産額減少」という状況を受けて、その「蕃殖」を図る目的から磯掃除事業の指導を度会郡鵜倉村、北牟婁郡の桂城村、錦村、南牟婁郡新鹿村で行っている(34)。方法論としては正しく、それなりの効果もあったであろうが、国際的なテングサ需要の増大もあって、志摩の海女の出稼ぎを押し留めることにはならなかった。

四、朝鮮への出漁

1、越賀村における朝鮮への出稼ぎ

中田四朗氏らによれば、志摩郡越賀村では明治 28(1895)年から朝鮮半島への出稼ぎが始まり、当初は村人たちの共同事業として行われたが、明治 31 年からは長崎や大阪らの雇主による出稼ぎに変化する、とされる。国内の出稼ぎとは異なり政府発行の旅券を要し、また雇主との契約も公証役場において結ばれたため、出稼ぎの期間や漁獲物、賃金規定のほか、朝鮮まで赴いた海女や漁夫らの年齢や戸主との続柄等の情報も「越賀村文書」として遺されることとなった(35)。

確認できる限り明治 28 年以降明治 34 年まで 14 度(14 のグループ)にわたる朝鮮半島への出稼ぎが行われたが、年次別の目的地と期間、雇主、参加者名を別表に示した。延べ人数は 129 名で男は 44 名、女 85 名、複数回出漁した分を除く実人数(すなわち、この間に朝鮮への出稼ぎを経験した者の数)は男 32 名、女 72 名となる。男は鱸居や漁夫、漁獲物加工従事者等であるが、女性は全員海女と考えて良い。明治 21(1888)年の統計によれば、越賀村は全戸数 298(1667 人)、「漁戸」数が 207、うち漁業を専業とするのは 7 戸、「漁人」20 人で、残りの 200 戸 855 人は他の職種を兼業とする半農半漁の村であった(36)。なお、漁舟は 237 艘を有している。越賀村の海女漁における出稼ぎの比重の高さが分かる。

年齢不詳の者 5 名(男 2、女 3)を除き平均年齢は 27,2 歳であるが、男のみだと 33,4 歳、女 24,1 歳と男女での年齢が 10 歳近く異なる。「妻」の表記があるのは 17 名のみで、10 代の女性も多く、独身の女性を中心であった。

越賀村にあっては、海女が大挙しての北海道への出稼ぎは明治 26(1893)年から 28 年までの 3 か年に集中し(明治 29 年には磯和松之助と磯和つるの 2 人)、以後は朝鮮半島へと転換して行くようである。北海道への出稼ぎ経験を持ち、その後朝鮮へ出漁した者は、磯和兼松、谷口とよ、中村とめ、浅原しち、小林小よし、中村きん、太田いち、西岡小きん、の 8 名にのぼり、中でも中村とめ、浅原しち、小林小よし、太田いちの 4 名の海女(全員が 20 代)は、明治 26 年、27 年と続けて北海道へ出稼ぎに行き、明治 28 年には朝鮮半島へ渡っている。なお、朝鮮出漁が始まった後も国内諸地域への出稼ぎは引き続き行われ、北海道から戻った海女も九州地方や隠岐、高知県沖島などへ出掛けている。

朝鮮半島への出稼ぎに、県外の雇人が登場するのは明治 30(1897)年からのことである。この年はヨード生産のための海草(荒布)採取を目的として、済州島付近への出稼ぎが行われたが、既に釜山港に移住していた芦刈浅次郎、多田良策という者と大阪の川上保太郎、そして地元志摩・和具村の山本作兵衛が雇用主となっている。この 4 名のつながりがいかなるものか、越賀村といかなる経緯で関係を取り結んだのか、残念ながら分からない。

近代の志摩郡産物出稼ぎ一覽

年	期間	目的地	概要	雇業者	名前(太字は複数出る者)
明治26(1893)	5月30日～	北海道・礼文島、利尻島	海産物魚介採藻の出稼。礼文島香深村松原長太郎方へ向。		山本清助、磯和兼松、中村勝四郎、小川清一、井上いは、小川はつ、中村とめ、西岡きく、浅原しち、小林小よし、小林ふゆ、宮本小りん、中村きん、西岡よつ、磯和つる、太田いち、谷口とよ、井上きん、西岡小きん(山本清市、井上太市)
明治26(1893)	6月26日～	茨城県多賀郡大津町	出稼ぎ。士族鈴木常雄方へ		小川兵次郎、小林ぎん、いし
明治27(1894)	5月12日～	北海道・礼文島尺忍村	出稼。尺忍村山崎喜三郎方へ		山本清助、小川清一、磯和兼松、吉田音蔵、小川与之助、西岡小きん、小林ふゆ、小川しか、小林まつ、山村やつ、鶴丹谷ぎん、山下よね、小川てる、谷口いち、小川小きん
明治27(1894)	5月21日～12月5日	北海道利尻島杵形村字種登内	海産事業出稼		山本清市
明治27(1894)	6月24日～	北海道・利尻島杵形村	海産物採事業		浅原しち、中村重太郎・とめ・はつ、井上太市、川北しげ、太田源太郎・いち・まつ、磯和つる、越賀すゑ、井上布平、太田ぎん、松本いち、小林小よし
明治28(1895)	2月11日～	北海道・利尻島杵形村	商業の為		井上太助
明治28(1895)	3月6日～	北海道・利尻島杵形村	海産物採取事業		西岡文六・くす・小くす・きく
明治28(1895)	3月6日～	北海道・礼文島	出稼		磯和久之助、中村儀市、磯和兼松
明治28(1895)	4月13日～12月15日	朝鮮	魚介捕獲。鮑、海鼠。大阪松下彦兵衛支店大池忠助問屋売渡契約		山村久右衛門・きく、山村三次郎・小はつ、松井長蔵・きく、川北しげ、磯和やつ、磯和ふく、太田いち、磯和さく、西岡小きん、中村きん
明治28(1895)	3月末～	朝鮮	漁業		西岡銀五郎、谷口いち、中村みつ、太田小せん、山崎源松、磯和はる・とよ、松本しめ、浅原しち、中村重太郎・とめ・はつ、松本三吉・しも、吉田音蔵、中村はる、松本元次・小とめ、谷口勤十郎、井上布平、太田きく、小川吉太郎・はる、小林とく、小林小よし、小川新吉、磯和かん
明治28(1895)	4月16日～	九州地方	出稼ぎ		磯和幸吉、井上太之助、太田きん
明治28(1895)	4月28日～11月14日	隠岐	海産物採取事業		松本藤松・いち、小川てる・清一、井上いは・角之助
明治29(1896)	3月2日～	北海道利尻島杵形村字ヒヤコル	海産事業出稼		磯和松之助・つる
明治29(1896)	4月25日～	高知県沖島広瀬海岸付近			西岡よそ、谷口たつ、中村小とめ、松岡その、大石なか、山村こはつ、中村小いは、磯和さく、杉木安吉・たき、中村たい、磯和小はる
明治30(1897)	4月12日～10月24日	朝鮮全羅道濟州島付近	海藻類採取、製造(沃度)。	芦刈浅次郎(釜山港北浜町)、同幸町多田良策(釜山港幸町)、川上保太郎(大阪市東区伏見町)、山本作兵衛(志摩・和具村)	太田万吉・万恵、小川善八・うめ、小川丙朔・小いせ、太田藤太郎・はつ、山下甚五郎・小まつ、越賀ふゆ・かう、小川小はる、中村寅之助・たい、越賀小しも・くす・利右衛門、小川善吉・はや・つる、松井林助、天白勤吉
明治31(1898)	3月15日～10月30日	朝鮮(釜山港、元山港)	漁業の為。鮑、海鼠、その他海産	竹内福造(長崎県西彼杵郡澁村)	磯和兼松・きく・きん、中村トモ、谷口トヨ、太田サフ、小林ギン、浅原カド、松本セン、松本ツジ、太田ハツ、西岡ヲト、太田万吉、太田万恵
明治31(1898)	3月～10月30日	朝鮮(釜山近海)	漁業出稼。鮑、海鼠、その他海産	主馬太兵衛(大阪市西区江戸堀南通る寺丁目)	山村三次郎・小はつ、吉田音蔵、小林きん、山村きく、山下小はな、小川善吉・林助・はや・つる
明治32(1899)	4月～11月	朝鮮(釜山港近海)	漁業	主馬太兵衛(大阪市西区江戸堀南通る寺丁目)	吉田音蔵、磯和松之助、吉田為助
明治32(1899)	4月～11月22日	朝鮮(釜山、蔚山近海)	漁業	岡崎格太(佐賀県東松浦郡鏡村)	山下甚五郎・こはる・くす
明治33(1900)	3月6日～36年(往復3年)	朝鮮(釜山港・元山港)	石花菜、海鼠、鮑採取	(共同事業)	小川善八・うめ・新吉、山下りん、中村だい、谷口とよ、小川こゆき
明治33(1900)	3月～10月	朝鮮(釜山港・元山港)	漁業	佐藤吉太郎(長崎市浦上洲)	太田サフ・テツ、松本新内・ツジ、小川新作・コイセ、磯和ギン、中村トモ
明治33(1900)	3月～36年3月	朝鮮(釜山港、元山港)	漁業	主馬太兵衛(大阪市西区江戸堀南通る寺丁目)	谷口たね、西岡銀五郎・よそ、谷口たね、谷口はる急・才助
明治33(1900)	3月?～36年(往復3年)	朝鮮(釜山港、元山港)	漁業	豊田豊助(大分県宇佐郡長海町)	磯和松之助・はつ・なつ、磯和こふゆ
明治33(1900)	4月～10月	朝鮮(釜山近海)	漁業	宮添説治郎(佐賀県東松浦郡久里村伊岐佐)	井岡いと、山下こはな、磯和ふさ、小川よね、井上こはる、磯和きく、山下甚五郎・こはる・くす
明治33(1900)	4月～36年4月	朝鮮(釜山港、元山港)	漁業	山村模太郎(志摩郡御座村)	杉木たき
明治34(1901)	4月1日～12月3日	朝鮮(釜山港付近)	水産物捕獲採取		谷口佐平(遊備役海軍一等機関兵)

雇用者らは多額の資本を持つ者であった。例えば明治 31(1898)年に磯和兼松ら 14 名を雇い、アワビ、ナマコ、その他海産物を求めて釜山港・元山港辺へ赴いた長崎県西彼杵郡淵村の竹内福造は、2 万有余金を有していたとする。なお、越賀村に残された雇用契約書には雇主たちの印も捺されており、雇主もしくはその関係者が志摩にまで赴き、海女たちを募集していたことは間違いない。

雇主と海女ら越賀村の漁業者との関係は、固定的なものではない。大阪市西区江戸堀南通壱丁目の主馬太兵衛は、明治 31(1898)年以降 3 年連続して春に越賀村の海女ら計 19 名と雇用契約を結ぶが、彼と複数回契約した越賀村住民は吉田音蔵のみである。19 名のうち朝鮮半島に複数回出漁した者が 10 名に及ぶことを考慮すれば、その比率の低さが分かる。例えば最初の明治 31 年に主馬に雇われていた山下小はなは、明治 33 年にも主馬は出漁しているにもかかわらず、佐賀東松浦郡から訪れた別の雇主・宮添説治郎の下に入っている。一方で、雇主の有無に関わらずグループ毎の親族的なつながりは強固である。親子、夫婦、兄弟を軸に、それらの親族でまとまりが築かれていたと思われる。

また、雇人が登場した後も、明治 33 年に小川善八以下 7 名が 3 か年計画で「共同事業」で朝鮮出漁を行ったように、志摩の者のみで出稼ぎに赴くこともあったし、同年の志摩郡御座村の山村模太郎の如く、雇主となる者も居た。

志摩の村人たちの自由な稼ぎ形態が、明治 30 年以降に外部の雇人によって編成統合されていった訳では必ずしもなく、雇われグループの編成は村側に主導権があったと考えられよう(37)。志摩地方に赴いた雇主に対し、村々では親族集団を基盤として募集に応えていたのであろう。なお明治 35 年以降の記事がないのは、出稼ぎ自体が消滅したのではなく、出漁する際の手続きが変わったことに伴うものと思われる。この年に海女たちの契約を保護する目的で志摩海産同盟会が結成されていることを先に見たが、これと関わるのかもしれない。

2、朝鮮海の漁業権と漁民の組織的進出

越賀村では利尻島、礼文島への出稼ぎが始まった 2 年後から朝鮮半島への出漁が確認でき、次第に遠隔地へ生業範囲を拡げていくようにも見える。だが志摩の海女としては、北海道に先立って朝鮮半島への出稼ぎが始まっていた。大正 12(1923)年 6 月 9 日付けの『伊勢新聞』には「朝鮮沖に雄飛する志摩の蜃女の群れ」と題する記事が掲載されるが、そのなかでは、明治 24 年に朝鮮出漁が開始されたとしている(38)。

北海道と違い朝鮮半島への進出は、何より国策によっており、そして海女漁に限らず漁業全体として行われたところに特色があった。日本は明治 22 年に調印し翌年公布された「日本朝鮮両国通漁規則」により、朝鮮近海の漁業権を獲得した。これは片務的な条項を含む不平等な内容であるが、以後明治 30 年には「遠洋漁業奨励法」も施行されたこともあり、日本の朝鮮半島への出漁が活発化していった(39)。志摩からも「日本朝鮮両国通漁規則」の公布から間もない時期に海女の出漁が始まったのである。

その規模を『朝鮮海通漁組合聯合会報 第 4 号』(40)より見ると、明治 35 年 6 月の段階で 835 艘、4720 人が出漁している。そのうち「裸潜業」は、三重、愛媛、長崎、熊本、大分、佐賀で 120 艘 950 人であった。これらが全て女性の素潜り漁であったとすれば、ほ

ば全体の2割程度だったことになる。アワビやナマコなども採ったが、一番の目的はやはりテングサ採取であった点は、この時期の国内各地への出稼ぎと同様である。

利尻島、礼文島などへの出稼ぎと最も違う点は、国策による後押しがあったことと、村以外の商業資本家が参入し、組織的に行われたことである。越賀村では当初、村内の人間が海女らを組織化し、渡航費は各自負担で「各自相応之資本金并ニ器具等携帯」し、志摩から漁船で朝鮮まで渡った。だが数年後からは長崎や大阪、大分の商人らが介在して雇用契約関係を結ぶようになる。『朝鮮海運漁組合聯合会会報 第4号』には、志摩海女らの雇主として越賀村文書にも登場する御座村の山村模太郎や、信州の商人らも登場する。

明治28(1895)年2月、山口県下馬関(下関の誤記か)で「朝鮮海出漁組合創立会」が開催されるにあたり、山口県知事と村田水産会幹事長から三重県にも参加者の照会がなされている。三重県志摩郡では「当郡内ニ者朝鮮江出漁企望ノ者往々有之ニ付、該会江臨席スルハ誠ニ好機会ニ可有之」として、参加を勧めている(41)。

これと連動するのか、志摩郡和具村山本喜平は「三重県朝鮮海通漁組合」を組織し、大阪の海産商と契約して答志村・菅島村等で海女を30名ほど雇い、韓国へ渡航した(42)。この翌年には先に見た海女の契約を保護するための「志摩海産同盟会」の結成を見るが、そこでも海女が契約を結ぶ対象として「韓国、伊豆、奥羽、肥前、日向等の海業者」と朝鮮半島への出稼ぎをも含めている。

村側でも組織的対応を行ったことは、利尻島、礼文島への移住と同様である。答志村では朝鮮への進出はやや遅れるが、明治41(1908)年2月にはまず「潜水事業本年度事業準備及視察ノ為メ渡韓」として、依頼状を「朝鮮海水産組合」に出している。この年の4月に韓国の釜山から元山に掛けて出稼ぎに出るが、「中六組」男女76人、「伊勢丸組」男女67人と答志村内部の組織ごとにまとまって出漁している。なお、このほかに「個人約」として男女33人も出稼ぎに応じ、合計176人にのぼっており、翌年には男58人、女145人、合計203人の多人数であった(43)。

さて、朝鮮半島沿岸への出稼ぎ海女たちは、利尻島、礼文島における海女たち以上に、招かれざる存在であった。地元漁民との間に紛争が生じるのは必然である。海女からの聞き取り調査でも、朝鮮半島への出稼ぎでは地元との交流はほとんどなく、襲撃を警戒して船上で生活したことも伝えられる。端的に言えば、日本軍の軍艦に守られた漁業であった。

この間の事情を、釜山朝鮮海運通漁組合聯合会本部が明治36年に刊行した『朝鮮海運漁組合聯合会報 第4号』から見よう。その巡察記録のなかに、日本からテングサを採るのは「三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す」とし、釜山近海では1日1人5、6貫目、中には12、3貫目を獲るものも居ること、安島附近では4、5貫目が普通であるなどの漁況を記し、現在以上に出漁者が増加しなければ今後も利益を見込めるとする。だが、続いて次のように記す。

天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと尠からず、殊に稍進歩したる地にありては通漁章程中魚介類を捕獲する者は云々と証明しありて藻の一字を缺けり、之れ確に海藻の採捕を禁したるものなるを以て日本人は天草・和布羅布等を採取するの権なしと主張し、我か通漁者を拒絶する事少からず、故に此業は各種の紛争事件中最も面倒の事件多きも、今日迄本会は何処迄も前説を打破して仲裁し居るを以て甚だしき故障なく営業し居れり

現地の住民も収益のあがるテングサを盛んに採るため、日本からの出稼ぎ海女らと紛争が絶えないという。その原因の一つに、「日本朝鮮両国通漁規則」には「魚介類」の捕獲については明記されるが、「藻」は規定されないことがあった。更に次のような記載もある。

韓人妨害 六月一日巨済郡峯巖島出漁の大分県裸潜業者田中甚太郎の蚕婦か同郡栗浦より塔浦湾内に於て天草採取するを、村民等拒絶し且つ暴行を加へんとする模様あるより、無止其の場を引揚げたる旨訴出に依り、栗浦、塔浦両洞首を訪ひ事実を取調たる処、例に依て海草採取は日韓両国通漁協約に規定なきを以て、村費を補ふ為め済州島蚕婦へ同浦内を一貫五百文に売渡したると云ふ、依て懇々其誤解を説諭し爾後彼我の別なく採取せしむる事に取計ひたり

湾内の日本海女によるテングサ採取を村人らが拒絶して暴行を加える状況を伝えるが、それはやはり「通漁規則」に明確な規定がなく、ゆえに韓国の村々では村財政を補うため、済州島の海女に海草の採取権を売却しているのだと言う。これは日本における「磯売り」と同様の形態ではなかろうか。同会報では更に、済州島の海女が通常 100 余名、日本海女と競合しつつ漁をしている状況を報じるが、彼我には技術上の違いがあった。済州島海女は日本海女のように潜水眼鏡を持たず、裸眼で潜っている。だが、日本漁民の進出により、日本商人が潜水眼鏡を彼女らに売却したため、「就業上非常の便宜を得居」と言う。ただ漁船の設備にも違いがあり、済州島海女は遠距離の漁に出られず、沿岸で浦村が権利を持つ若布をも盗採することがあるため、日本海女以上に忌避されているとも伝える。

明治 37 年には朝鮮海水産組合が、外務大臣、農商務大臣の認可を得て、「韓国沿岸枢要ノ地ニ漁村ヲ建設シ、漁民ヲ移住セシメ、以テ韓国漁業経営ノ実ヲ挙ケント欲シ」、まずは巨済島東岸の長承浦に間口 2 間半、奥行 2 間、1 反歩の菜園を付した家屋を建築して家族単位で生活させることを計画した。先に明治 40 年代に朝鮮半島への出稼ぎを始めた答志村が、事前に朝鮮海水産組合に依頼していることを見たが、この時期にこの組合が日本からの海女を始めとする漁業者を統括する役割を果たしていたことを思わせる。漁業根拠地移住規則も設けられ、以後、日本からの集団移住の条件が整えられていくのである(44)。

おわりに

志摩海女の出稼ぎは、聞き取り調査などでは勇猛果敢な女性たちの武勇伝のように語られることが多い。確かに、時に小さな舟で志摩から北海道や朝鮮半島まで赴き、種々の危険を冒して海女漁に勤しんだ女性たちの話には驚かされるばかりである。だが、それらの多くは商業資本家的な男たちの下、そして近代日本の侵略的政策の下で行われたものでもあったことを、忘れてはならない。

海女という生業に出稼ぎはつきもので、志摩海女の上磯、下磯と呼ばれる地への出稼ぎは江戸時代に遡るが、明治 20 年代半ばに一気に出稼ぎ地域が広がるのは、テングサ需要の拡大と磯焼けが直接の原因であった。この出稼ぎは必ずしも志摩の漁業者たちのみで行われたのではなく、しばしば権利や資本を持つ男たちに雇われて、遠くの漁場へ赴いた。当初は江戸時代以来の形態である請負人や磯売り落札者による雇用から、利尻島、礼文島

で見られたような、漁業権を予め確保しない「招かれざる」出稼ぎ、そして侵略的な国策の下、朝鮮半島への商業資本家の雇用による出稼ぎへと展開していく。明治期を通して、部分的には大正期から戦前期まで、こうした出稼ぎは続いた。

それだけ活発な出稼ぎが行われ得たのは、志摩の海女の能力＝技術水準が高かった故のことにあるが(45)、この出稼ぎを通じて海女の技術や器具が広まっていった。だが、志摩海女と全国各地の海女とがいかなる交流の歴史を持ったのか、その実態はまだごく部分的にしか明らかになってはいない。

志摩海女の出稼ぎの要因は、浦村の漁場や漁期などの漁業慣習、家族や社会構造などにも影響されたはずである。ここでは在地史料が良く残る越賀村を中心に見ていったが、この村は海女漁村としては必ずしも典型的な地とは言えない。同じ志摩でも、浦村によって条件は大きく異なるのであり、志摩海女の全貌をとらえるためには、志摩のなかでの地域差を解明することが不可欠である。

本稿では志摩海女の特性にのみ焦点を当てたが、福岡鐘崎の海女を始め、やはり各地へ出稼ぎに赴いた海女漁村は少なくない。日本から朝鮮半島への出漁のみではなく、済州島側からも日本への海女出稼ぎが行われた(46)。志摩自体、外からの海女を迎えることもあったのである。

海女の出稼ぎは、「スイリ」と呼ばれる一種の観光ショーの形態もあった。特に海外へのスイリ出稼ぎは人気を集め、盛んに行われたという。見世物としての海女漁の歴史は、実は江戸時代にまで遡り、また志摩では明治末期頃から、海女と真珠とを組み合わせた観光戦略が始まり、政府要人や皇室関係者が訪れた際に海女が潜って真珠を採ってくる見世物が行われている(『伊勢新聞』)。海女の生業と出稼ぎについては、こうした問題も含めて論じなければならぬだろう。後日を期したい。

[注]

- (1) 現在の行政区分では、三重県の鳥羽市と志摩市に分布し、「鳥羽海女」「志摩海女」と区別して呼ぶこともあるが、歴史的に志摩国域で営む海女として、ここでは「志摩海女」を総称として用いる。なお、志摩海女について一般向けに手際よく解説を加えたものとして、海の博物館が編集した『目で見る鳥羽・志摩の海女』(2009年)がある。
- (2) 『海女記』(三国書房、1942年)、『海女』(古今書院、1955年)
- (3) 『海女』(法政大学出版局、1993年)、『近世日本蜃女伝統の研究』(慶友社、1998年)
- (4) 『志摩の蜃女』(アチック・ミュージアム、1939年)。後に『志摩の海女 志摩の漁夫の昔がたり』(中村幸昭、1971年)として復刊。
- (5) 『和具の海女』、『海女の生活』、『女性の出稼』、『海女の一日』(「和具郷土史」として1957～1959頃に作成された稿本。閲覧には伊藤幸治氏の御高配を得た)
- (6) 『志摩と朝鮮を小舟で往復した志摩の蜃女 北は礼文・利尻、南は八重山まで往った志摩の海女たち』(私家版、2006年)
- (7) 『漁村異聞 海辺で暮らす人びとの話』(ドメス出版、2009年)、他
- (8) 中田四朗・名古宏樹・松村勝順・井上正英「志摩の海女の北海道・朝鮮進出―越賀

- 地下文書から一」(『三重史学』22、1979年)
- (9) 大喜多甫文『潜水漁業と資源管理』(古今書院、1989年)、矢野憲一『鮑』(法政大学出版局、1989年)
- (10) 例えば天保12(1841)年に武蔵国埼玉郡下之村(現・埼玉県加須市)から講中13人で訪れた川島巳之助の記した「伊勢参宮日記」(埼玉県立文書館蔵)によれば、伊勢の御師宅で4泊し、実に6度もアワビを含む食事を振る舞われている。同様の事例は多数認められる。
- (11) 中田「近世の志摩における海女と伊勢の御師」(『海と人間』6、1978年)
- (12) 中田『三重県漁業史の実証的研究』(中田四朗先生喜寿記念刊行会、1987年)
- (13) 藤田貞一郎『近世経済思想の研究』(吉川弘文館、1966年)、安沢みね『紀州国産』伊豆天草の流通構造(宮本又次編『商品流通の史的研究』、ミネルヴァ書房、1967年)
- (14) 後藤雅知「紀州藩による天草集荷請負人」、斎藤善之編『海と川に生きる』、吉川弘文館、2007年
- (15) 国立国会図書館蔵
- (16) 「清国輸出水産物概況」(国立国会図書館蔵)
- (17) 越賀村文書「進達決議按」。閲覧には伊藤幸治氏、前田義孝氏の御高配を得た。なお、以下特に断らない限り、越賀村については同文書による。
- (18) 羽原又吉『日本漁業経済史』(岩波書店、1952～55年)、田島佳也「近世紀州漁法の展開」(『日本の近世』4)、1992年、中央公論出版社)など。
- (19) 中田「近世の志摩における海女と伊勢の御師」
- (20) 中田「近世の志摩における海女と伊勢の御師」
- (21) 甫母浦と共同で運営している二木島浦のテングサ採取について、明治24(1891)年6月28日付『伊勢新聞』(三重大学附属図書館に紙焼き版が架蔵されている)は、「目下石花菜採取の最中」として、「当年は志州地方より海士二十名許りも雇ひ入れ之に従事し居る様子にて採取高は随分夥多なりと云ふ」と報じている。なお、大正9(1920)年3月1日付『伊勢新聞』は、この磯売の入札者は尾鷲町の小林与四郎、長島町の東茂七と松田某、三野瀬村の石原荘之丞の4人に限られ、4人が協定して低額で落札していること、志摩の海女組合からは賃金引き上げの要求が出されているが、日中関係の悪化に伴う寒天の輸出途絶のために今年の入札額は逆に低下しそうなこと、一方で、磯の海女漁の収益は予想以上に町政財政を潤すと説く者もあり、町村当局者の間でテングサの採取事業を直営で行う計画が起きていることを伝えている。落札者の実態を考える上で興味深いのが、この時以降に磯売りが町村で直営に転換した事実は確認できていない。
- (22) 三重県史編さん室複写版架蔵。『伊勢新聞』の同年7月11日の記事では、箕輪亀哉は船越村で潜水器を使用した鮑漁の許可を農商務省に出願して許可を得たとあり、広範囲で実施した事業であったようだ。なお潜水器とは空気を補給するヘルメット状の器具で、主に海士(男)が比較的深い海に潜る際に用いた。
- (23) 岩田『志摩の蟹女』。また『伊勢新聞』は明治25(1892)年8月23日に、テングサの最も良い漁場の一つ盛松浦について、「土地には海士もなき事とて毎年志州英虞郡なる御座地方より出稼の海士を雇入れ居ること」としつつも、水難事故が相次いだた

め「明年は最早雇はれ来る者なかるべしと同浦の漁業者は心配し居る由」と伝えている。

- (24) 時代は下るが 1937(昭和 12)年に漁業経済学者の岡本清造は「磯売制・浦受制と組合自営制」という論文を著し、磯売りは落札者が限られた期間内で最大限の利益を確保することを目指すため地元の者を雇わず、また資源を枯渇させてしまうなどの弊害を指摘し、組合として自営することを提唱している(『水産公論』10、東京水産社、1937年)。
- (25) 答志村文書。閲覧には橋本好史氏の御高配を得た。
- (26) 国立国会図書館蔵
- (27) 『北海道水産雑誌』4号(明治 26 [1893]年、北水協会事務所)。当史料を始め、北海道関係の史料については、利尻町立博物館の西谷榮治氏から多大な御教示を得た。
- (28) 田辺悟『海女』
- (29) 『静岡県史 資料編 23 民俗一』(静岡県、1989年)でも、伊豆南部でテングサ採取を海女の潜りで行う方法は明治中頃から始まったことで、安房・志摩の海女の技術が影響したとしている。
- (30) 利尻島での聞き取り調査では、志摩から当地に永住した海女も、結婚後は海女漁を止め、子にも引き継がなかったと聞く。
- (31) 伊藤治前掲著、山中昇「海女の出稼に関する研究」(『三重大学農学部学術報告』13、1956年)、倉田貞、山中昇「志摩半農半漁村における海女の出稼について」(『農業と経済』23(4)、1957年。国崎村を事例とした調査報告)など。
- (32) 出稼ぎに行く密度は、浦村によって違いがある。一般に一般に「海女が多く、耕作地の少ない地で出稼ぎ海女が多い」(伊藤治「志摩海女」)とされるが、漁場の違いも大きいだろう。愛知大学の山本茂紀氏、山本和子氏によれば、実際に潜ると鳥羽と志摩とでは磯の広さが大きく違うという。漁場の地形環境と海女の生業との関係は、今後の大きな課題である。
- (33) 国立国会図書館蔵
- (34) 『三重県水産試験場事業報告 大正元年度』
- (35) 「雑書編」、「旅券纏」等の表題を持ち、越賀村戸長役場に提出された書類を綴じ込んだ冊子。
- (36) 「大正六年越賀村事務報告書」(越賀村文書)によれば、村内に田が 56 町 7 反余、畑は約 100 町歩あり、「最近ノ統計」では、陸産物の収入は 59,111 円、海産物 30,913 円、合計 90,024 円となっている。志摩の浦村のなかでは比較的農地に恵まれ、漁業の比重は、近隣浦村のなかでは必ずしも高くない地であった。
- (37) ただし、雇用主が他県の人か志摩の者かで当然違いはあった。大正 4(1915)年 4 月 23 日付け『伊勢新聞』には、志摩の海女は年々 200 名ほどが朝鮮半島に渡っていたが、「之れが使役者の本県人ならざりし為め其後漸次減退の傾向」を示していた。だが、志摩から移住して漁業経営を始めるものが出たために、「本年は海婦約四百名の渡海を見るべし」としている。
- (38) ただし、『伊勢新聞』明治 23 年 8 月 23 日付けの記事には、済州島に出稼ぎに行った漁民が民家から飲料水を盗み、騒動となり漁民が相手を刺して逃げたという事件を

報じており、志摩海女の出稼ぎが明治23年に始まる可能性もある。

- (39) この時期における潜水漁業の朝鮮半島出漁については、海女の事例ではないが、徳島県阿南市の伊島の潜水士を対象にした磯本宏紀「潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁－伊島漁民の植民地漁業経営と技術伝播をめぐって－」（『徳島県立博物館研究紀要』18、2008年）が参考になる。
- (40) 国立国会図書館蔵
- (41) 越賀村文書「郡庁課往信書編」
- (42) 『伊勢新聞』明治34年4月14日付記事
- (43) 「答志村文書」
- (44) 志摩片田から牧島（影島）へ集団で移住した者の話は、福田清一氏前掲書に詳述されている。
- (45) 三重県で発行された新聞記事という点を割り引かなければならないのだが、大正12（1923）年6月9日の『伊勢新聞』の「朝鮮沖に雄飛する志摩の蜷女の群」と題する記事のなかで、朝鮮近海には長崎付近五島列島からの海女も多数出漁しているが、「志摩の蜷女は深海方面に於ける採捕を得意として秀でた技術を有して居るので同地方の事業家方面には評判が好いと」伝えている。
- (46) 李善愛『海を越える済州島の海女 海の資源をめぐる女のたたかい』（明石書店、2001年）

[付記] 史料の閲覧に際しては、三重県生活・文化部文化振興室 県史編さんグループ、海の博物館、利尻町立博物館、国立国会図書館、志摩市教育委員会、静岡県立図書館、三重大学附属図書館にお世話になった。史料の閲覧や所在等については、石原義剛氏、伊藤幸治氏、西谷榮治氏、橋本好史氏、吉村利男氏、石原佳樹氏の御高配・御教示を得た。記して謝意を表したい。

本稿の概要は、2009年6月15日の海女研究会（於：三重県立博物館）及び同年10月3日の日本列島‘海女’さん大集合～海女フォーラム（於：海の博物館）において報告した。有益な御助言を頂いた各氏に御礼申し上げます。なお、海女研究会にて報告したレジュメ・史料は、三重大学附属図書館HP（研究開発室）にて公開している。

（つかもと あきら 三重大学人文学部）